

指定管理者募集要項 FAQ

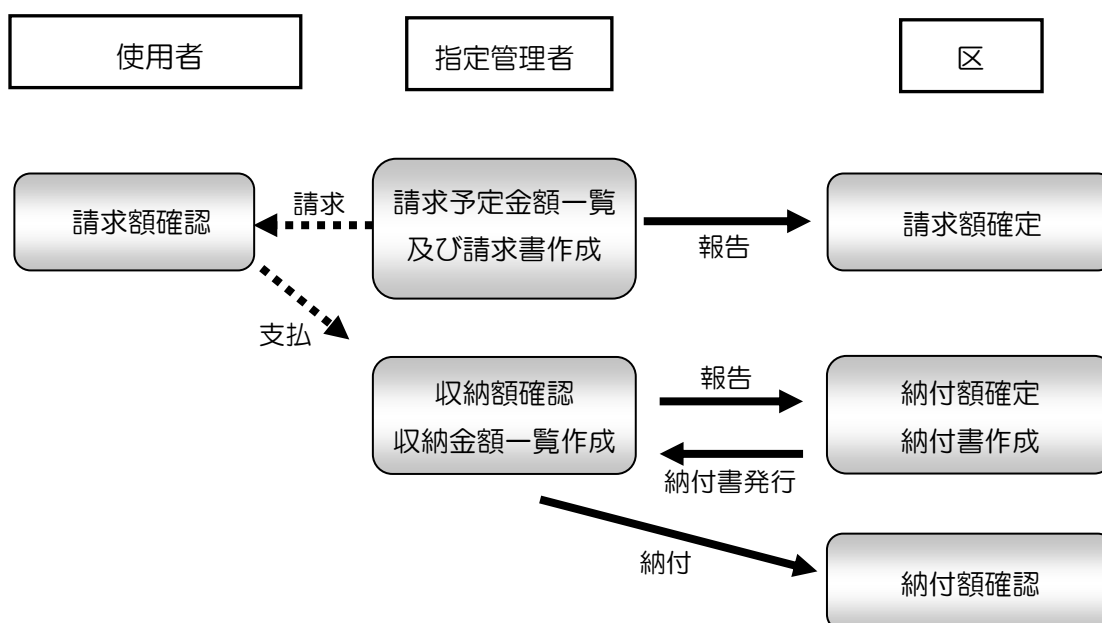
【指定管理者が行う業務の範囲】

●施設使用者の募集はどのように行えば良いのですか？

ホームページを作成し、通年での募集をしていただきます。質の高いサービスを施設使用者に提供することを内容に提案してください。なお、募集について大田区ホームページを併せて利用する場合は、事前に募集用の電子データを提出していただくことになります。

●使用料等の請求、徴収、納付はどのように行えばよいのですか？

使用料等の区への納付については、下図の実線のとおりになります。なお、使用者への請求・徴収（下図の点線部）については、質の高いサービスを施設使用者に提供する内容で提案してください。



●使用料等の徴収時に領収書の発行は必要ですか？

区では、使用料について、銀行振込及び口座引落により収納した場合に限り、領収書の発行を省略して差し支えないこととしています。

●使用料等を収納するための銀行口座は、既存の法人口座でかまわないのでしょうか？

使用料等を収納するための専用口座を開設していただきます。なお、それにより生じた預金利子は、区に帰属するものとします。

●光熱水費に関する自動検針装置は設置されているのでしょうか。

個室ごとにメーターがあります。各メーターの目視となります。

●専門の事業者に委託する業務とは、どのようなものでしょうか？

管理運営基準（参考資料）をご確認のうえ、ご提案ください。

【申請書提出先及び提出期間】

●登記事項証明書や納税証明書について、副本8部についても原本が必要となりますか？

副本は正本（原本）のコピーでかまいません。ただし、副本については、ファイルの表紙を含め、すべての書類に法人が特定できる記述部分（法人名称、ロゴマーク等）がある場合、その部分にマスキング（塗りつぶし）処理を施してください。

●様式3「施設の管理に関する収支予算書」に積算根拠の欄がありますが、どのような内容を明記するのか教えてください。

業務内容、単価、回数、詳細等を記載してください。

●様式3「施設の管理に関する収支予算書」について、初年度のみ記載でよろしいでしょうか。

支出金額が年度で大きく異なる場合は、5年分を年度ごとに作成し、提出してください。

【その他】

●損害賠償責任保険の補償限度額はいくらになりますか？

損害賠償責任保険について、区における基準はありません。施設で想定しうる事故等の発生について、必要と思われる補償額に対応する保険に加入してください。なお、区では、明らかな施設の設置瑕疵に伴う損害賠償として、本施設について特別区自治体総合賠償責任保険を付保しております。

●施設管理に関する収支予算に消費税は加算しますか？

消費税は加算せずに算出してください。